

2020年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブ、その他のスポーツ施設提供業

経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設しました。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP)の精度向上等に資することを目的としています。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブ、その他のスポーツ施設提供業))は、事業所単位です。したがって、「事業所の名称・所在地等」に記載されている事業所についてのみご回答ください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本冊子は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

目次

調査の対象となる事業所	1	4 フランチャイズ	5
廃業、休業等に係る扱い	1	5 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	5
1 事業所の名称・所在地等	2	6 年間売上高	6
2 経営組織及び資本金額	4	7 施設キャパシティ、年間営業日数、年間利用者数等	10
3 本社・支社別	5	8 従業者数	12

調査の対象となる事業所

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、フィットネスクラブ、その他のスポーツ施設提供業))の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類804ースポーツ施設提供業のいずれかに属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。

主に、興行的でないスポーツ(アマチュア競技)を行うための施設を提供することを主たる業務として営む事業所が対象となります。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は、7～8ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む事業所は、本調査の対象とはなりませんので、現在の主たる業務の内容を具体的に備考欄に記入の上、調査票を返送してください。

廃業、休業等に係る扱い

貴事業所が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

はじめに

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

1 事業所の名称・所在地等

ア	事業所の名称	フリガナ										
	事業所の所在地	郵便番号						都道府県・市区町村名		町丁・字・番地・号		
イ	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)						事業所電話番号	()	—	指定管理者電話番号	()	—
ウ	企業の法人番号	法人番号が指定されていない場合は、右の□に「レ」印を記入してください。										☐
※貴事業所が支社、営業所の場合には、本社の所在地を下記の欄に記入してください。												
エ	本社の所在地	郵便番号						都道府県・市区町村名		町丁・字・番地・号		
	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)						電話番号	()	—			

注：国・地方公共団体等の施設を指定管理者が管理・運営している施設の場合は、「事業所の名称」には施設の名称を記入し、その後に指定管理者の会社名又は団体名を()で記入してください。
「事業所の所在地」には施設の郵便番号・所在地・電話番号及び指定管理者の電話番号を記入してください。

1 事業所の名称・所在地等

ア 事業所の名称

- 名称は、略称ではなく正式名称(法人の場合は、本社、本店、支社又は支店等までを含む登記上の名称)を記入してください。法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

例	株式会社 → (株)	合資会社 → (資)	一般社団法人 → (一社)
	有限会社 → (有)	公益社団法人 → (公社)	一般財団法人 → (一財)
	合名会社 → (名)	公益財団法人 → (公財)	合同会社 → (同)

- 国・地方公共団体等の施設を指定管理者が管理・運営している施設の場合は、施設の名称を記入し、その後に指定管理者の会社名又は団体名を()書きで記入してください。

イ 事業所の所在地

- 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。

例 ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1

- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。
- 国・地方公共団体等の施設を指定管理者が管理・運営している施設の場合は、施設の郵便番号・所在地・電話番号及び指定管理者の電話番号を記入してください。

ウ 企業の法人番号

- 法人番号(13桁)を記入してください。
- 法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- 法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の□に「レ」印を記入してください。

本社の所在地

- ・貴事業所が支社、支店又は営業所の場合には、本社の所在地を記入してください。「本社の所在地」とは、登記上の所在地ではなく、本社が実際に事業を行っている所在地です。
- ・貴事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。
- ・国・地方公共団体等の施設を指定管理者が管理・運営している施設の場合は、管轄部署(委託元)の所在地を記入してください。

3 本社・支社別

ク 事業所の本社・支社別

- ・あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、貴事業所が該当する本社・支社別の番号を「○」で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社・子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係ではありません。

1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない単独の事業所(※)をいいます。
2 本社	他の場所に、同一経営の支社、支店又は営業所(※)があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、他の事業所は「3 支社」とします。
3 支社	他の場所にある本社、本店の統括を受けている事業所(※)をいいます。 ※指定管理者の場合は「3 支社」としてください。

(※)ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、運動場、野球場、サッカー場、テニス場、体育館、プール等の施設。

4 フランチャイズ

ケ フランチャイズ

- ・フランチャイズチェーンへの加盟の有無について、加盟している場合は「1」を、加盟していない場合は「2」を「○」で囲んでください。

「フランチャイズ」とは、事業者(「フランチャイザー」と呼ぶ)が他の事業者(「フランチャイジー」と呼ぶ)との間に契約を結び、フランチャイザーは自己の商標、サービスマーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識及び経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導及び援助のもとに事業を行う両者の継続的関係をいいます。

フランチャイジーとなっている場合は「1」を「○」で囲んでください。

5 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

コ 消費税の税込み・税抜きの別

- ・6以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- ・「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。

6 年間売上高

2019年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

サ

事業所の
年間売上高

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

上記「事業所の年間売上高」のうち「A ゴルフ場」、「B ゴルフ練習場」、「C ボウリング場」、「D フィットネスクラブ」、「E その他のスポーツ施設提供業務」の年間売上高

シ

A ゴルフ場

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

B ゴルフ練習場

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

C ボウリング場

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

D フィットネスクラブ

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

E その他のスポーツ施設提供業務

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

ス

「A ゴルフ場業務」の業務種別・収入種類別売上高

利用料収入							会費収入							スクール(指導料)収入						
百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
キャディフィ							その他収入													
百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円							

シ

7～8ページ参照

ス

8ページ参照

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください（万円未満を四捨五入してください）。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

6 年間売上高

サ 事業所の年間売上高

- 事業所の年間売上高については、貴事業所が2019年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。
なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。
また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 指定管理者制度により地方公共団体等からスポーツ施設の運営等を包括的に代行している事業所が記入する場合は、年間売上高には、地方公共団体等からの指定管理料(委託料)も含めて記入してください。
- 国、地方公共団体等の公的機関から補助金又は助成金を受けている企業、団体については、当該年度の補助金又は助成金を年間売上高に含めて記入してください。
- 本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。
- 「ゴルフ場」、「ゴルフ練習場」、「ボウリング場」、「フィットネスクラブ」及び「その他のスポーツ施設提供業務」の内容については、次ページに記載されている業務に基づきますので、当該部分を参照してください。
- 営業として行っていない資産運用や資産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。
- 「事業所の年間売上高」に主たる業務以外の売上有る場合、「事業所の年間売上高」と「主たる業務の年間売上高」は一致しません。

シ 「事業所の年間売上高」のうち「A ゴルフ場」、「B ゴルフ練習場」、「C ボウリング場」、「D フィットネスクラブ」、「E その他のスポーツ施設提供業務」の年間売上高

- ・「事業所の年間売上高」のうち、「A ゴルフ場」～「E その他のスポーツ施設提供業務」の中から「＊」が記載されていない業務の年間売上高を記入してください。
- ・この調査の対象となる業務（日本標準産業分類の小分類804ースポーツ施設提供業に属する業務）の内容については、下表の「対象となる業務」に基づきますので、当該部分を参照してください。
- ・例えば、売店、駐車場、食堂、宿泊施設など、下表5業務以外の売上は、貴事業所内にあるものであっても「事業所の年間売上高」のうち主たる業務の年間売上高には含まないでください。

【対象となる業務】

具体的には、以下に区分される興行的でないスポーツ（アマチュア競技）を行うための施設を提供する業務

業務名	施設名	内容例示
ゴルフ場業務	ゴルフ場	・ホール数が18ホール以上で「ホールの平均距離」が100メートル以上の施設 ・18ホール未満であっても、ホール数が9ホール以上で「ホールの平均距離」が150メートル以上の施設
ゴルフ練習場業務	ゴルフ練習場	・主としてゴルフの練習施設を提供する事業所 ・ホール数が9ホール未満のゴルフ場 ・9ホール以上18ホール未満で「ホールの平均距離」が150メートル未満のゴルフ場 ・18ホール以上で「ホールの平均距離」が100メートル未満のゴルフ場
ボウリング場業務	ボウリング場	・主としてボウリング競技を行うための施設を提供する事業所
フィットネスクラブ業務	フィットネスクラブ	・室内プール、トレーニングジム、エアロビクススタジオなどの屋内の運動施設を有し、インストラクター、トレーナーなどの指導者を配置し、会員にスポーツ、体力向上などのトレーニングの機会を提供する事業所
その他のスポーツ施設提供業務	テニス場	・テニス競技が可能なコートを備え、テニス場の提供を主としている事業所
	体育館	・バレーボール、バスケットボール、バドミントンなど各種の競技を行える設備を備えた屋内の施設
	バッティング・テニス練習場	・バッティング（野球）の練習施設を提供する事業所 ・オートテニスなどテニスの練習施設を提供する事業所
	その他のスポーツ施設	・陸上競技場、サッカー場、公営野球場、乗馬クラブ、フィールドアスレチック場、スケートリンク、卓球場、武道場、競泳プール、漕艇場、スキー場、グランドゴルフ場、ゲートボール場、パターゴルフ場など

- ・国や地方公共団体等からスポーツ施設の運営等を包括的に代行する指定管理者制度（＊）利用の事業所も調査の対象になります。
 - ・指定管理者制度（＊）を利用している施設の中には、利用料金無料のスポーツ施設もありますが調査対象となります。
- （＊）指定管理者制度とは公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・一般財団法人・一般社団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度をいいます。
- ・独立行政法人等が直接管理・運営を行っているスポーツ施設は、調査対象となります。

シ 「事業所の年間売上高」のうち「A** ゴルフ場」、「**B** ゴルフ練習場」、「**C** ボウリング場」、「**D** フィットネスクラブ」、「**E** その他のスポーツ施設提供業務」の年間売上高(つづき)――**

【対象とならない業務】

- ・スイミングスクール、ヨガ教室、体操教室など、主としてスポーツ技能、健康、美容の増進のため、指導者が水泳、ヨガ、体操、武道などを教授することを主たる目的とする事業所
 - ・競馬場、競輪場、オートレース場、競艇場
 - ・興行的スポーツのための施設
 - ・国や地方公共団体の施設で、国や地方公共団体が直接管理・運営を行っている施設(運動場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館、プール等)
- など

ス 「主たる業務」の業務種別・収入種別売上高

「 A ゴルフ場業務」の業務種別・収入種別売上高									
利用料収入					会費収入				
百	十	千	万	千	百	十	千	万	千

例示は「**A** ゴルフ場業務」ですが、お届けしている調査票には「**A** ゴルフ場業務」、「**B** ゴルフ練習場業務」、「**C** ボウリング場業務」、「**D** フィットネスクラブ業務」または「**E** その他のスポーツ施設提供業務」と印字されています。

- ・「**A** ゴルフ場」、「**B** ゴルフ練習場」、「**C** ボウリング場」、「**D** フィットネスクラブ」または「**E** その他のスポーツ施設提供業務」のうち調査票に印字されている業務の年間売上高について、収入の区分別の内訳を記入してください。各区分の例示については、以下の表を参照してください。
- ・なお、売店、駐車場、食堂及び宿泊施設など、7ページの表にある5業務以外の収入は含めないでください。

【収入種類区分】

利用料収入	会員及びビジターが施設、器具等を利用する際に支払う料金をいいます。
会費収入	入会金、年会費など会員となるための費用をいい、退会の際に返還する預託金は除きます。
スクール(指導料)収入	指導メニュー作成料、インストラクター・トレーナーの指導料、一定期間だけのスクール開設による収入及び個人レッスン料をいいます。
キャディフィ (ゴルフ場のみ)	キャディを付けた際に支払われる金額をいいます。
その他収入	貸ロッカー、貸ウェア、貸靴、貸タオル、貸水着など

次ページ以降にも記載があります。

7 施設キャパシティ、年間営業日数、年間利用者数等

セ	「A ゴルフ場業務」の施設キャパシティ、年間営業日数				ソ 事業所の総面積	タ 「A ゴルフ場業務」の年間利用者数
	キャパシティ	ホール	営業日数	日	m ²	人

記入上の注意

- ・「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

7 施設キャパシティ、年間営業日数、年間利用者数等

セ 「主たる業務」の施設キャパシティ、年間営業日数

7 施設キャパシティ、年間営業日数、年間利用者数等			
「A ゴルフ場業務」の施設キャパシティ、年間営業日数			
キャパシティ	ホール	営業日数	日

例示は「A ゴルフ場業務」ですが、お届けしている調査票には「A ゴルフ場業務」、「B ゴルフ練習場業務」、「C ボウリング場業務」、「D フィットネススクラブ業務」または「E その他のスポーツ施設提供業務」と印字されています。

- ・キャパシティは、「A ゴルフ場」、「B ゴルフ練習場」および「C ボウリング場」のうち調査票に印字されている業務の施設キャパシティを、記入欄に記載されている指定された単位で記入してください。「D フィットネススクラブ」および「E その他のスポーツ施設提供業務」は記入の必要が無いため「*」が記載されています。
- ・営業日数は、「A ゴルフ場」～「E その他のスポーツ施設提供業務」のうち、調査票に印字されている業務の年間営業日数を記入してください。

ソ 事業所の総面積

- ・事業所の総面積について、所有、賃貸に関わらず記入してください。施設・建物の一部を使用して営業している場合でも、使用している面積を記入してください。
- ・ゴルフ場、ゴルフ練習場及び運動場等の屋外型施設は、所有、賃貸に関わらず敷地総面積をm²で記入してください。
- ・ボウリング場、フィットネススクラブ、体育館等の屋内型施設は、所有、賃貸に関わらず占有面積をm²で記入してください。

タ 「主たる業務」の年間利用者数

- ・「A ゴルフ場」、「B ゴルフ練習場」、「C ボウリング場」、「D フィットネススクラブ」又は「E その他のスポーツ施設提供業務」のうち、調査票に印字されている業務の年間延べ利用者数を記入してください。

次ページ以降にも記載があります。

8 従業者数

2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

ツ

(1) 事業所の従業者数

	男	女
①個人業主（個人経営の事業主） 及び無給の家族従業者	人	人
②有給役員	人	人
③正社員・正職員としている人	人	人
④③以外の人 （パート・アルバイトなど）	人	人
（就業時間換算雇用者数 ^{注2} ）	（人）	（人）
⑤臨時雇用者 ^{注3} （常用雇用者以外の雇用者）	人	人
総計（①～⑤の合計）	人	人
（うち 別経営の事業所に 派遣している人）	（人）	（人）
総計のほかに別経営の事業所 から派遣されている人	人	人

(2) 「A ゴルフ場業務」の事業従事者数

事業従事者数

（別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含みます。）

人

注1：「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「③以外の人（パート・アルバイトなど）」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。

注2：「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」の「就業時間換算雇用者数」は、「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）÷貴事業所の所定労働時間（1週間分）によって算出してください。

注3：「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

チ

8 従業者数

チ (1) 事業所の従業者数

雇用形態区分	内容例示
①個人業主 （個人経営の事業主） 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴事業所の業務に従事している人をいい、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴事業所の業務に常時従事している人をいいます。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「2 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
②有給役員	「2 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員（常勤・非常勤を問わない）で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。
③正社員・正職員 としている人	常用雇用者のうち、貴事業所で正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的には、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
④③以外の人 （パート・アルバイトなど）	常用雇用者のうち、「③正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。
（就業時間換算 雇用者数）	「④③以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した従業者全員の総労働時間（1週間分）を貴事業所の所定労働時間（1週間分）で除して算出した人数（※）「（就業時間換算雇用者数）」記入例を参照）を記入してください。

チ (1) 事業所の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計(①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の事業所に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 事業所から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

- ・2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴事業所全体の従業者について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している個人業主の人も含まれません)。
- ・「派遣している人」、「派遣されている人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は含めないでください。

(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は(1)(2)のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している。
- ・当該事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間

$$\begin{aligned}
 (1) & \text{「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)} \div \text{貴事業所の所定労働時間(1週間分)} \\
 & = 24(\text{時間}) \times 4(\text{人}) \div 40(\text{時間}) \\
 & = 2.4(\text{人})
 \end{aligned}$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

ツ (2)「主たる業務」の事業従事者数

(2)「 ゴルフ場業務 」の事業従事者数	
事業従事者数	

例示は「**A** ゴルフ場業務」ですが、お届けしている調査票には「**A** ゴルフ場業務」、「**B** ゴルフ練習場業務」、「**C** ボウリング場業務」、「**D** フィットネススクラブ業務」または「**E** その他のスポーツ施設提供業務」と印字されています。

- ・貴事業所の事業従事者数(※)のうち、調査票に印字されている業務に携わる人数を記入してください。

「調査票に印字されている業務」の事業従事者の例

管理業務(総務、人事、経理など)、「調査票に印字されている業務」を担当する有給役員、受付業務、営業業務、施設の機器(ボイラ、空調を含む)の運転・管理業務、芝刈り、植替えなど施設の補修・管理業務、インストラクター、コーチ、キャディ、警備員、送迎バスの運転手 など

- ・以下の人は、調査票に印字されている業務の事業従事者に含めないでください。

主に調査票に印字されている業務以外の業務に従事している人(例えば、調査票に印字されている業務以外の業務の就業時間数が、調査票に印字されている業務の就業時間より多い場合)。

(※)事業従事者数

$$= \text{「(1)事業所の従業者数の総計(①～⑤の合計)」} - \text{「別経営の事業所に派遣している人」} + \text{「別経営の事業所から派遣されている人」}$$

コールセンターの ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】☎0120-800-636 (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6630-5960 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

